

砂 川 市 規 則 第 1 2 号
令和 5 年 3 月 2 7 日

砂川市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市情報公開条例施行規則（平成14年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「公開」を「開示」に改める。

第3条の見出し中「公開」を「開示」に改め、同条第1項第1号中「公開」を「開示」に改め、同項第2号中「公開を」を「開示を」に、「非公開」を「不開示」に改め、同項第3号及び同条第2項中「公開」を「開示」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（公文書開示等期限の特例延長の決定通知）

第3条の2 条例第7条の2の規定による決定期限の特例延長に係る通知は、公文書開示決定等期限特例延長通知書（別記第5号様式の2）により行うものとする。

第4条、第5条及び第6条第1項（見出しを含む。）中「公開」を「開示」に改める。

第7条を次のように改める。

（写しの交付に要する費用）

第7条 条例第15条ただし書の規定により公文書の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 複写機により写しを作成する場合及び印刷機により用紙に出力する場合（日本産業規格A列3番、A列4番、B列4番又はB列5番の用紙を用いる場合に限る。） 白黒にあつては1枚につき10円、カラーにあつては1枚につき50円
- （2） 光ディスクその他の電磁的記録媒体により複製を作成する場合 当該複製に要する実費
- （3） その他当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合 当該開示に要する実費
- （4） 写しを送付する場合 当該写しの郵送に要する実費

2 前項に定める写しの交付に要する費用は、市長が発行する納入通知書、砂川市会計管理者口座への振込み又はその他市長が適当と認める方法により納付しなければならない。

第10条中「第27条」を「第20条」に、「し、又は広報紙」を「するとともに、市のホームページ」に、「公開」を「開示」に、「書類」を「事項」に改める。

別記第1号様式（第2条関係）から別記第5号様式（第3条第2項関係）までを次のように改める。

別記第5号様式（第3条第2項関係）の次に次の1様式を加える。

別記第6号様式（第4条関係）から別記第11号様式（第8条関係）までを次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和５年４月１日から施行する。
(砂川市情報公開審査会規則の廃止)
- 2 砂川市情報公開審査会規則（平成８年規則第18号）は、廃止する。

別記第1号様式（第2条関係）

受	付

公文書開示請求書

砂川市長 様

次のとおり公文書の開示を請求します。

(1) 請 求 日	年 月 日 (曜日)	
(2) 請求者氏名及び 住 所	住 所 又 は 所 在 地	〒 TEL ()
	氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名)	
(3) 請求する公文書 の件名又は内容		
(4) 開示方法の区分	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 (☐ コピー ☐ その他) ☐ 閲覧及び写しの交付 (☐ コピー ☐ その他)	
(5) 請 求 の 目 的		
※ 主 管 課		
※ 備 考		

- (注) 1 (1)～(5)について記入してください。
2 該当する□欄に記入してください。
3 公文書の内容は具体的に記入してください。
4 (5)は公文書の特定等の参考にするためのものですが、記入については請求される方の任意です。
5 ※欄は記入しないでください。

第 号
年 月 日

公文書開示決定通知書

様

砂川市長

請求のありました公文書の開示については、次のとおり決定しましたので通知します。

請 求 年 月 日	
公 文 書 の 件 名	
決 定 の 区 分	全 面 開 示
開 示 の 日 時	年 月 日 （ 曜日 ） 時
開 示 の 場 所	
主 管 課	
備 考	

（注）1 公文書の開示を受ける際に、この通知書を持参してください。
なお、指定された日時に来庁されないときは、開示できない場合があります
ので、ご都合が悪い場合は、あらかじめお知らせ願います。

第 号
年 月 日

公文書不開示決定通知書

様

砂川市長

請求のありました公文書の開示については、次のとおり決定しましたので通知します。

請 求 年 月 日	
公 文 書 の 件 名	
決 定 の 区 分	不 開 示 文 書 不 存 在
不開示とした理由	砂川市情報公開条例第 条第 号に該当
※開示が可能となる期日	
主 管 課	
備 考	

- (注) 1 「※開示が可能となる期日」とは、不開示決定した理由がなくなる期日を明示したもので、その時点で公文書の開示を希望する場合は、再度この日以降に請求してください。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、砂川市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、砂川市を被告として（訴訟において砂川市を代表する者は砂川市長となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

第 号
年 月 日

公文書一部開示決定通知書
様

砂川市長

請求のありました公文書の開示については、次のとおり決定しましたので通知します。

請求年月日	年 月 日 （ 曜日）
公文書の件名	
決定の区分	一部開示
開示の日時	年 月 日 （ 曜日）
開示の場所	
不開示とした部分の概要及びその理由	不開示とした部分の概要 砂川市情報公開条例第 条第 号に該当
※開示が可能となる期日	
主管課	
備考	

- （注）1 公文書の開示を受ける際に、この通知書を持参してください。
なお、指定された日時に来庁されないときは、開示できない場合がありますので、ご都合が悪い場合は、あらかじめお知らせ願います。
- 2 「※開示が可能となる期日」とは、不開示決定した理由がなくなる期日を明示したもので、その時点で公文書の開示を希望する場合は、再度この日以降に請求してください。
- 3 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、砂川市長に対して審査請求をすることができます。
- 4 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、砂川市を被告として（訴訟において砂川市を代表する者は砂川市長となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

第 号
年 月 日

公文書開示決定期間延長通知書

様

砂川市長

請求のありました公文書の開示については、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

請 求 年 月 日	年 月 日 （ 曜日）
公 文 書 の 件 名	
当 初 の 決 定 期 間	年 月 日 （ 曜日）から 年 月 日 （ 曜日）まで
延 長 の 期 間	日間
新 た な 期 限	年 月 日 （ 曜日）
延 長 の 理 由	
主 管 課	
備 考	

第 号
年 月 日

公文書開示決定等期限特例延長通知書

様

砂川市長

請求のありました公文書の開示については、次のとおり決定期間を特例として延長しましたので通知します。

公 文 書 の 件 名		
当 初 の 決 定 期 間	年 月 日 （ 曜 日 ） から 年 月 日 （ 曜 日 ） まで	
当該公文書のうち相当の部分につき開示決定等をする期間及び当該期間内に開示決定等をする部分	開示決定等をする期間	年 月 日 （ 曜 日 ） から 年 月 日 （ 曜 日 ） まで
	開示決定等をする部分	
残りの部分の公文書について開示決定等をする期限	年 月 日 （ 曜 日 ）	
特 例 延 長 の 理 由		
主 管 課		
備 考		

第 号
年 月 日

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

様

砂川市長

請求のありました公文書の開示については、次のとおり決定しましたので通知します。

請 求 年 月 日	年 月 日 （ 曜 日 ）
請求された公文書の 件 名 又 は 内 容	
決 定 の 区 分	応 答 拒 否
拒 否 の 理 由	砂川市情報公開条例第11条に該当し、公文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため 仮に公文書が存在したときの不開示理由 砂川市情報公開条例第 条第 号に該当
主 管 課	
備 考	

教示 1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、砂川市長に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、砂川市を被告として（訴訟において砂川市を代表する者は砂川市長となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

第 号
年 月 日

公文書開示決定等に係る意見照会書

様

砂川市長

あなたに関する情報が記録されている公文書について、砂川市情報公開条例第 6 条の規定により開示請求がありました。

つきましては、開示決定等をするに当たって、同条例第 12 条第 1 項の規定によりあなたの意見を求めますので、「公文書の開示決定等に係る意見書」によりご回答ください。

請 求 年 月 日	年 月 日 （ 曜日）
請求された公文書の 件名又は内容	
公文書に記録され ているあなたの情 報	
回 答 期 限	年 月 日 （ 曜日）
主 管 課	
備 考	

（注）回答期限までに意見書の提出がない場合は、意見聴取の手続を終了し、公文書の開示が行われる場合があります。

第 号
年 月 日

公文書開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書

様

砂川市長

あなたに関する情報が記録されている公文書について、砂川市情報公開条例第 6 条の規定により開示請求がありました。

つきましては、開示決定等をするに当たって、同条例第 12 条第 2 項の規定によりあなたの意見書を提出する機会を付与しますので、「公文書の開示決定等に係る意見書」によりご回答ください。

請 求 年 月 日	年 月 日 （ 曜日）
請求された公文書の 件名又は内容	
公文書に記録されて いるあなたの情報	
開示しようとする 理 由	
回 答 期 限	年 月 日 （ 曜日）
主 管 課	
備 考	

（注）回答期限までに意見書の提出がない場合は、意見聴取の手続を終了し、公文書の開示が行われる場合があります。

別記第9号様式（第5条第1項関係）

受	付

公文書開示決定等に係る意見書

砂川市長 様

年 月 日付けて通知を受けた公文書の開示についての意見は、次のとおりです。

意見書提出月日	年 月 日 （ 曜日）	
意見書提出者の住所及び氏名	住所又は所在地	〒 TEL （ ）
	氏 名 （名称及び代表者氏名）	
請求された公文書の件名又は内容		
公文書に記録されている自己情報の内容		
開示に対する意見	該当する番号を○で囲んでください。 1 公文書を開示されても支障はありません。 2 公文書を開示されると支障があります。	
支障がある場合の理由		

第 号
年 月 日

公文書開示決定第三者あて通知書

様

砂川市長

あなたに関する情報が記録されている公文書について、次のとおり決定したので、砂川市情報公開条例第12条第3項第18条の規定により通知します。

開示に係る公文書の件名又は内容		
公文書に記録されているあなたの情報の内容		
決 定 の 内 容	開示の区分	(1) 全部開示 (2) 一部開示
	開示の理由	
	開示の期日	年 月 日 (曜日)
所 管 課		
備 考		

(注) 1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、砂川市長に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、砂川市を被告として（訴訟において砂川市を代表する者は砂川市長となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

第 号
年 月 日

審 査 会 諮 問 通 知 書

様

砂川市長

年 月 日付けの公文書の開示決定等に対する審査請求については、砂川市情報公開条例第16条の規定により、砂川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、通知します。

公 文 書 の 件 名	
決 定 の 区 分	
審 査 請 求 の 内 容	
諮 問 を し た 日	年 月 日 （ 曜 日 ）
主 管 課	
備 考	